

平成29年度第1回 熊本県障害者施策推進審議会 議事要旨

1 日 時 平成29年8月23日（水）10時00分～11時55分

2 場 所 熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

3 出席者

<委員> 20人中17人出席

(50音順)

相澤委員、相藤委員、上田委員、魚住委員、越猪委員、金和委員、
神永委員、坂口委員、竹田委員、田代委員、玉垣委員、長廣委員、
林田委員、松永委員、松葉委員、宮田委員、渡辺委員

< 県 > 古閑健康福祉部長、柳田子ども・障がい福祉局長

障がい者支援課 奥山課長、木村審議員、下村審議員、
小佐井課長補佐、法川主幹、工藤主幹、倉田主幹、
豊田主幹、稲崎参事、太田参事、杉本主事

(以下の課・広域本部・地域振興局から担当者が出席)

広報グループ、危機管理防災課、交通政策課、健康福祉政策課地域支え合
い支援室、高齢者支援課、認知症対策・地域ケア推進課、社会福祉課、子
ども未来課、医療政策課、健康づくり推進課、労働雇用創生課、農林水産
政策課、道路保全課、建築課、住宅課、管理調達課、生活安全企画課、特
別支援教育課、宇城地域振興局、上益城地域振興局、県北広域本部、玉名
地域振興局、鹿本地域振興局、阿蘇地域振興局、県南広域本部、芦北地域
振興局、天草広域本部

4 議事概要

(1) 開会あいさつ

(2) 議 題

- ① 第5期障がい者計画中間見直しについて
 - ・ 第5期障がい者計画の進捗状況について〔報告〕
 - ・ 障がい当事者・家族団体からの意見について〔報告〕
 - ・ 第5期障がい者計画の中間見直しの基本方針について〔審議〕
- ② 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の策定について〔報告〕
- ③ 第7次熊本県保健医療計画の策定について（障がい関係分野）〔審議〕
- ④ 障がい保健福祉圏域の見直しについて〔審議〕

(3) 閉 会

5 議事要旨

議題 1－① 第5期障がい者計画の進捗状況について〔報告〕

議題 1－② 障がい当事者・家族団体からの意見について〔報告〕

※資料 1－1、資料 1－2 を事務局から説明

(意見・質疑等)

宮田委員：3点提案等させていただく。

7ページの、数値目標の達成率が50%未満となっている No.1「福祉施設入所者の地域生活への移行者数」が少ないことについては、今回、分析をもっと記載していくべきと考える。ポイントとしては「受け皿の問題」、「病院と福祉施設事業者の連携の問題」、「それを繋ぐ、相談支援をどう配置していくかという問題」の3点だと思うので、関係部署で深めていっていただきたい。

次に、全般的なサービス供給の問題であるが、私は相談支援事業所を運営しているが、特に、熊本市で同行援護と重度訪問介護のヘルパーが非常に不足している状況である。地方においてはその不足がはっきりしてきているので、是非その実態を把握していただきたい。

最後に、16ページの中山間地域サポート推進事業という事業があるが、平成29年3月に、農林水産省の事業として、私と連携しているNPOとで、農福連携の研修事業を開催した。55人程度の事業所から参加いただき、関心が高かった。農福連携は非常に重要なポイントとなるので、今後も引き続き継続していく必要があることから、農林水産部と障がい者支援課で情報交換を密に連携を取ってほしい。

玉垣委員：福祉施設入所者の地域移行の問題について、地域生活支援拠点等の整備促進が謳われているが、未だに全国で20か所程度しか整備が進んでいない。第5期熊本県障がい者計画（以下、「計画」という）の進捗状況にも記載されていないが、熊本県としては、今後、地域生活支援拠点等の整備の方向性をどのように考えており、どのように進めていくつもりなのか聞かせてほしい。

事務局：現状としては、県内の整備状況は0である。平成27年度から平成29年度までの計画期間である第4期熊本県障がい福祉計画においても、「圏域に少なくとも1つ整備する」という目標を掲げているが、進んでいない状況。

県では、厚生労働省の通知を踏まえ、市町村向けに研修会を開催したり、具体の役割を明記した通知を行ったりして、整備の促進に努めているところ。

現在、いくつかの市町村で取組みを進めている話は聞いており、平成29年度中は難しいかもしれないが、平成30年度以降になれば整備されるところが出てくるのではないかと見込んでいるところ。

整備が進まないのは、地域生活支援拠点等の役割やメリットが分かりにくいということや、事業者のメリットが見えにくいということもあるので、引き続き丁寧に説明していきたい。

玉垣委員：地域生活支援拠点等を単独法人で整備するのは非常に難しく、横の連携が必要な事業であることから、その部分について行政の支援があれば整備が進むのではないかと考えているのでよろしくお願ひしたい。

金和委員：7ページのNo.10「医療型短期入所事業所及び医療的ケアに対応できる日中一時支援事業所の数」について、医療的ケアには当法人でも取り組んでいるが、ニーズが多くとても対応できない状況である。看護師を増やしても間に合わないし、そもそも看護師を増やそうと思ってもなかなか集まらない状況である。

そのような中、計画の数値目標では各圏域に1か所以上の整備となっているが、それではとても足りないので、2か所、3か所と増やしてほしい。

病院で医療型短期入所を実施してくれるところは少ないし、仮に引き受けていただいたとしても、いざやろうとするといろいろ難しいところがあることから、なかなか推進していくことが難しいという実態は承知している。

ただ、医療的ケアが必要な障がい者がいる家族は、医療型短期入所事業所等がなければ、一生、常にそばにいてあげないといけないので、それが非常に大きな負担となっていることも理解してほしい。

26ページの意見交換会の意見の中で、「現計画の記載の中で、医療的ケアを必要とする重度・重複障がいのある児童生徒への支援について、『家族の支援のために特別支援学校に看護師を配置します』と見えるような記載がある。あくまで児童生徒の学ぶ権利を保障するために行う支援であることから、記載の見直しを検討してほしい。」というものがあつたが、本当にそのとおりだと思う。家族が全部世話をするのが当たり前で、その家族を助けるために看護師を配置するのではなく、障がい者御本人のために支援を行っていくのだということがはっきり見えるような計画にしてほしいと思う。

相藤会長：医療的ケアについては、なかなか受け手がないので、どこの市町村も頭を抱えていると思う。県が計画中の施策として盛り込むことによって、進みが早まるのではないかとと思うので、よろしくお願ひする。

長廣委員：ヘルプマーク・ヘルプカードについてだが、本年7月20日にJIS規格に登録されたことで、普及が加速してきており、熊本県でも本日午後から配布式があると聞いている。

ヘルプカードは、障がい当事者のみが知っていれば良いものではなく、周囲の方々に知ってもらって初めて意味のあるものになることから、継続して啓発を行っていく必要があると考えている。今後、バス、電車、JRなどの公共交通機関の優先席の付近等に周知のための掲示をお願ひしたい。

次に、25ページの意見交換会の意見の中で、「難病患者は疾患に伴う症状の出方が様々で、企業の理解が得られないと雇用や就業の継続が困難であることから、理解促進の取組みをお願ひしたい。」という項があるが、本当に、企業の理解がないと継続就労は難しいと感じているところ。熊本県の取組として、難病患者の雇用並びに継続就労に取り組む事業所・団体等を熊本県難病患者就労支援事業所として登録して、ホームページで公表する取組みを行っているが、現時点では4団体となっている。

今後、登録団体を増やすため、熊本県としてどのように取り組んでいくのかを聞かせ

ていただきたい。

健康づくり推進課：現時点では4団体にとどまっていることから、これをさらに増やしていかないといけないと考えている。今後も登録団体を増やすため、企業等が集まる機会等をとらえて理解促進に努めていく。

※事務局から、熊本県ヘルプカードについて説明・紹介

玉垣委員：ヘルプカードは難病患者のみではなく、他の障がい者の方々も使えるという理解で良いか。知的障がいや、身体障がいの中でも聴覚障がい者の方などは、外見から障がいがあることが分かりにくいので、そういった方々にも周知をお願いしたい。

事務局：ヘルプカードは、内部障がい、発達障がい、難病の方など、外見から援助が必要な方だとは分かりにくい方すべての方々を対象としているものであり、今後も幅広く周知していきたい。

相藤会長：その他、意見・質疑等はないか。

※意見・質疑等なし

議題 1－③ 第5期障がい者計画の中間見直しの基本方針について〔審議〕

※資料 1－3 を事務局から説明

(意見・質疑等)

竹田委員：素案がない段階なのでイメージがつかみにくいが、熊本地震や相模原事件を受けて、県はどのような施策を計画に反映させていくつもりなのか。素案を作成していない段階なので説明し辛いと思うので、ボリュームがどれくらいになるかだけでも説明していただけないか。

事務局：素案ができていない段階なので、ボリュームについても未定であるが、熊本地震に関しては、かなりページが増えるの見込んでいる。現計画では、安全・安心のページは5ページのみであることから、安全・安心の部分はページが増えるの見込んでいる。

玉垣委員：平成29年3月に、国から意思決定支援のガイドラインが出されているが、本計画の基本理念である「自らの選択・決定・参画の実現」に直接関係するものであると思う。計画の中間見直しで反映させるのか、又は第5期熊本県障がい福祉計画に反映させるのかは分からないが、このガイドラインを県の計画にどのように盛り込んでいくのか、また、どのように運用していくのかを聞かせていただきたい。

また、盛り込む場合は、しっかりと書き込んでいただきたい。

事務局：意思決定支援については、具体の取り組みというところまでは進んでおらず、今後、研修等でガイドラインを説明していきたいと考えている。計画にどのように盛り込んでいくかについては今後検討したい。

宮田委員：熊本市精神障害者家族会の会長をしている関係での質問だが、31ページの中間見直し（案）の3「分野別施策（新たな課題に対応する施策の追加）」の「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図る。」という部分について、いつ、どのような人が集まって、地域包括ケアシステムについて議論され、決められていくのか聞かせていただきたい。熊本市では既に具体的に地域包括ケアシステムの形について議論されてきているので、圏域についてはどのように進めていく予定なのか聞かせていただきたい。

事務局：平成29年度下半期から、平成30年度からの具体の取組に向けて保健所等の関係機関と協議を進めていきたいと考えている。なるべく早期に体制を整えていきたいと考えている。

相澤委員：精神障がい者のための地域包括ケアシステムとはどのようなもので、どこが担っていくものなのかイメージを聞かせていただきたい。分かっている範囲で構わない。

事務局：地域包括ケアシステムというのは、本来、高齢者、障がい者及び子どもまでを含めた、「全ての方々の共生社会の実現」という理念が原点だと考えている。

その理念から考えれば、一つの地域包括ケアシステムという仕組みが全ての方々に対応するようなものにならないといけないと考えているところではあるが、まだ、国から具体のイメージが示されていない状況である。

現実的には、例えば、高齢者のための制度が障がい者にも対応する部分があったり、障がい者の高齢化が進んでいるというところから、障がい者のための制度が高齢者の部分も対応したりと、複合的な仕組みになっていくのではないかと考えている。

神永委員：精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関して、国は、平成32年度末までにすべての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することとしている。

また、熊本市は、自立支援協議会の中で精神障がいの部会を開催しており、精神科協会、病院関係及び地域の方々等で、精神障がい者の地域移行について議論しているところ。

今回、県の計画の中で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを盛り込んでいくということであれば、行政、病院及び事業者だけでなく、地域の方々も交えて、精神障がい者の方々を地域に迎えていくのかを議論していくということではないかと考えている。市町村によっては、既にそのような取組を進めているところもあると思うが、それらを充実させていく取組みなのではないかと、個人的にはイメージしているところ。

竹田委員：平成29年2月に、国からユニバーサルデザイン2020行動計画が示されて

いるが、これを計画の中間見直しにどのように盛り込んでいくのか、聞かせていただきたい。

事務局：中間見直しにどのように反映させていくかについては検討中であるが、ユニバーサルデザイン2020行動計画では、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」という大きく2項目が示されていることから、具体的取組内容についての国の方針を見ながら、計画に反映させていく必要があると考えている。

竹田委員：計画の中間見直しで記載する予定があるのか。

事務局：現在、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、国全体で機運を盛り上げていこうという流れがある中でのユニバーサルデザイン2020行動計画であることから、東京パラリンピックの項に併せて記載するか、やさしいまちづくりの項に記載するかと検討していたところ。引き続き検討していきたい。

高齢者支援課：先ほど、宮田委員、相澤委員、神永委員から精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関して質問をいただいているので補足させていただく。

現在、県では第7期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の策定に取り組んでおり、その中で高齢者の地域包括ケアシステムについて検討しているところ。

高齢者介護・高齢者福祉については、市町村ごとに地域包括支援センターを設置しており、介護保険の方や、その前の予防の方等に対応しているところであるが、先ほど事務局から説明があったとおり、地域包括ケアシステムというのは、本来、障がい者等も含めた全ての人々が共に暮らしていける共生社会を目指すことが理念となっている。

そのような中で、介護保険の分野で1つ方向性として出ているのが、地域包括支援センターの機能強化がある。具体的に精神障がいや子育て世帯の方々等を地域包括支援センターがどのように支援していくか、国から具体的方針が示されていないところではあるが、今後も国の動向を注視しながら対応していきたいと考えている。

また、動きがあれば、次回の審議会で御報告させていただきたい。

相藤会長：地域包括ケアシステムについては、地域包括支援センターが強化され地域の主体を担っていく方向なのかなと、個人的には思っているところ。

相藤会長：その他、意見・質疑等はないか。

※意見・質疑等なし

相藤会長：それでは、計画の中間見直しの基本方針については、本日の審議会での意見を踏まえ、進めていくこととする。よろしいか。

※異議なし

議題 2 第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画の策定について〔報告〕

※資料 2 を事務局から説明

(意見・質疑等)

相澤委員：7 ページの第 4 章の 2 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の(1)「全ての圏域ごとに精神障害者地域移行・地域定着推進協議会等、協議の場を設置」について、精神科病院は地域偏在があることから小さい圏域で協議会を開催することはあまり現実的ではないような気がしているが、県として圏域をどのように捉えているか聞かせていただきたい。

事務局：基本的には、保健医療計画の 2 次医療圏と同じ圏域ということで御提案したいと考えている。

相澤委員：その中には精神科病院がない圏域もあるがどうするのか。

事務局：病院がない圏域については、その次の段階として圏域間の連携確保という形で対応することを検討している。

相澤委員：その点については、別途相談させていただきたい。

金和委員：7 ページの第 7 章(1)「専門性の高い相談支援事業」について、障がい者の生活を細やかに支援できるのは相談支援事業だと思っているので、相談支援事業所の充実がなにより大切だと思っている。

そのような中、熊本県では基幹型の相談支援事業所がなかなかできてこないが、それについてはどのように考えているか聞かせていただきたい。

事務局：基幹型の相談支援事業所については、国が整備の促進を図っている地域生活支援拠点等の整備とも関連しており、地域生活支援拠点等の役割として求められる相談機能や地域の連携体制の構築機能などでも中心となり得るものと考えている。

以上から、県としても基幹型の相談支援事業所の整備を進めていきたいと考えており、基幹相談支援センターの整備に当たっては事業所に一定の補助もあることから、周知を図る形で推進していきたい。

金和委員：御説明があったとおり、基幹型の相談支援事業所については、地域生活支援拠点等整備の促進と関連して設置が進むのではないかと期待しているところ。そこで、県から、基幹型の相談支援事業所はどのようなメリットがあって、どのように地域に役立つのかということが分かるモデルを紹介していただくと、事業所も取組みやすいのではないかと感じているのでその部分についての誘導をお願いしたい。

事務局：各地域の自立支援協議会等で御説明していきたい。

坂口委員：7ページの第4章の5（1）「障がい児支援の提供体制の整備等」について、児童発達支援センターを市町村又は困難な場合は圏域に設置するとあるが、市町村ごとの取り組みの差で、地域ごとのサービスの差が生じる懸念があることから、進め方として、まずは早期に圏域に1か所ずつ整備することはできないのか。

事務局：現在、児童発達支援センターは10圏域のうち6圏域に整備されている。県では、地域療育センターの整備に併せて、児童発達支援センターの機能も盛り込んで整備していくことができないか、市町村と協議しているところ。

坂口委員の御意見のとおり、まだ整備されていない圏域については、まずは圏域に1つ整備できるよう市町村と協議を進めていきたいと考えている。

相藤会長：その他、意見・質疑等はないか。

※意見・質疑等なし

相藤会長：それでは、本日の審議会での意見を踏まえ、次回、中間報告をしていただくこととする。

議題3 第7次熊本県保健医療計画の策定について（障がい関係分野）〔審議〕

※資料3を事務局から説明

（意見・質疑等）

金和委員：10ページの「歯科保健医療対策」の評価指標「障がい者の受入れ歯科医療機関数」についてだが、状況として、発達障がいの方が病院に行きにくい状況が改善されていない。

発達障がいの方が歯科医に行くのはとても大変なことなので、なるべく虫歯にならないよう、できるだけ児童発達支援センター等で支援しているが、どうしても歯科医に行く必要が生じたときに、歯科医の診療方法に大きな差があるのが現状である。

患者が暴れないようベッドにぐるぐる巻きにして、泣き叫ぶ患者を無理やり治療すること等は普通に行われている。

歯科医によっては、今日は玄関までとか、今日は口を開けるだけとか、何回か練習させてくれる丁寧なところもあるが、それには手間やコストがかかることから実施できるところはとても少ない。

そのような中、当該評価指標が目標達成という説明があったが、実態としては、歯科医によって対応に大きな差があることも分かってほしいと感じた。

歯科保健医療に限らず、医療全般についてやショートステイ等についても課題や配慮が必要な部分があることから、障がい福祉と医療の連携として、そのようなことが協議できる医師会と県の協議の機会を設けることはできないのか。

また、発達障がいの方の歯科診療の問題は、10年も20年も昔から言われているがほとんど変わっておらず、親の苦労は大変なものである。コストの問題も大きいと思うが、この問題を解決するためには、福祉、医療、教育の壁を越えていく必要があり、それには県レベルの対応が必要だと考えている。そのことについて県の考えを聞かせていただきたい。

事務局：今回、「障がい者の受入れ歯科医療機関数」という評価指標を削除したのは、金和委員の御意見にもあったとおり、数のみを指標にすることが妥当かどうかを再検討したため削除したところも理由にある。

課題となっている障がい者への歯科診療のやり方についても、歯科医師会から多くの協力をいただいているところであるので、引き続き協議しながら進めていきたいと考えている。

相藤会長：それでは、本日の審議会での意見を踏まえ、進めていくこととする。

※異議なし

議題4 障がい保健福祉圏域の見直しについて〔審議〕

※資料4を事務局から説明

(意見・質疑等)

神永委員：現在、熊本市では第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の策定作業を進めているところであるが、そのことと圏域の見直しとはどのような関係が出てくるのか。

事務局：障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、基本的には市町村ごとに目標値等を設定し、サービス見込量やそのための方策を策定するものであるため、一義的には影響はない。

一部、児童発達支援センターや地域生活支援拠点等の整備に関しては、まずは圏域毎に整備していくという指標があるが、その部分については、地域の実情等を鑑み、統合前の圏域での整備が必要と考えている。今後、市町村ごとの計画の策定状況を踏まえながら検討していきたい。

神永委員：熊本圏域と上益城圏域については、これまでも事業ごとに連携して進めていくことはあっているので、統合により何らかの影響があるのであれば、引き続き連携していきたいと考えているので、意見交換等させていただきたい。

相藤会長：今回の障がい福祉圏域の見直しは、保健医療計画等で現在の11圏域から熊本圏域と上益城圏域が統合されて10圏域になったこと等を受けてのものである。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、基本的には市町村ごとのサービス見込量を取りまとめたものが県の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画となることから、一義的には影響はないという事務局の説明であったが、熊本市も意見交換等しながら進めていきたいということなので、調整しながら進めていただきたい。

※その他、意見・質疑等なし

相藤会長：それでは、本日予定されている議題は以上である。

※閉会